

2020年2月14日

各位

会社名 株式会社 デンタス
代表者名 代表取締役社長 有 田 道 生
コード番号 (6174 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役管理部長 井 田 一 徳
電話番号 088-657-3115

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」を2020年3月13日開催の予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

2020年2月14日公表の「第三者割当によるA種種類株式発行（デット・エクイティ・スワップ）に関するお知らせ」に記載の通り、当社は2020年2月14日開催の当社取締役会において、株式会社NTVP、日本テクノロジーベンチャーパートナーズE1号有限責任事業組合、株式会社シケン、有田道生氏、株式会社メインティース、村口和孝氏及び有限会社サット・システムズを割当予定先とする第三者割当によるA種種類株式（以下、「本種類株式」といいます。）の発行を決議しておりますが、当社定款において、種類株式である本種類株式に係る規定を新設するとともに、本種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させるものであります。

なお、以下に記載する定款変更は、本臨時株主総会の終結と同時に効力を発生するものとします。

2. 定款変更

本臨時株主総会の終結時に効力が発生する変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は882,800株とする。	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>1,382,800株</u> とし、 <u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> <u>普通株式 1,132,800株</u> <u>A種種類株式 250,000株</u>
(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株とし、A種種類株式につき1株とする。</u>

<p>第7条～第10条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p><u>第2章の2 A種種類株式</u></p> <p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第11条の1 当社は、A種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)及びA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種種類登録株式質権者」という。)に対しては、配当を行わない。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第11条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。</u></p> <p><u>2. A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>3. 当社が残余財産の分配を行う額が、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第11条の3 A種種類株主は株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第11条の4 当社は、法令に別段の定めがある場合(会社法第322条第3項但書の場合を含む。)を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議(会社法第322条第1項の規定による決議を含む。)を要しない。</u></p> <p><u>(A種種類株式の併合又は分割、募集新株、新株予約権の割当てを受ける権利等)</u></p> <p><u>第11条の5 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。</u></p> <p><u>2. 当社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。</u></p> <p><u>3. 当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株主には普</u></p>
--	---

<p>(新設)</p>	<p><u>通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。</u></p> <p>4. <u>当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p>5. <u>当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p>6. <u>当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u></p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p><u>第11条の6 A種種類株主は、A種種類株式発行後、2022年3月31日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降はいつでも当社に対して、以下に定める算定方式に従って算出される数の当社の普通株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする。</u></p> <p>2. <u>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種種類株式の数に本条第3項に定める取得比率(但し、本条第4項の規定により調整される。)を乗じて得られる数とする。なお、A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</u></p> <p>3. <u>取得比率は、当初、1とする。</u></p> <p>4. <u>(取得比率の調整)</u></p> <p>(a) <u>当社は、A種種類株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得比率調整式」という。)により取得比率を</u></p>
-------------	--

調整する。

調整後取得比率＝

$$\text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項(c)②に定める時価を下回る払込金額をもって当会社普通株式を新たに発行又は処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得比率は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。
- ② 株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、

	<p><u>新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>④ <u>当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>⑤ <u>本項(b)①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本項(b)①乃至③の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p>(c) <u>取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。</u></p> <p>① <u>円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。</u></p> <p>② <u>取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本項(b)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</u></p>
--	---

なお、取引がその間ない場合は、直近の気配値若しくは、その直前に発行された普通株式の発行価額を使用する。

③ 取得比率調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本項(b)②の場合には、取得比率調整式で使用する「新発行・処分普通株式数」は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本項(b)の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

① 株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。

② その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。

③ 取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(e) 本項に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、本項(b)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

<p>(新設)</p>	<p>(A種種類株式の譲渡の制限) <u>第11条の7 譲渡によるA種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</u></p>
<p>第3章 株主総会 第11条～17条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 第12条～18条 (条文省略) (種類株主総会) <u>第19条 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> 3. <u>第14条乃至第17条の規定は種類株主総会に準用する。</u> 4. <u>定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、第13条の規定を準用する。</u> 5. <u>種類株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 第18条～第29条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 第20条～第31条 (条文省略)</p>
<p>第5章 監査役 第30条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役 第32条～第37条 (条文省略)</p>
<p>第6章 計算 第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算 第38条～第40条 (条文省略)</p>

以上